

Q7

当社は信用状取引で海外への機械輸出を行っていますが、信用状条件の中で「原産地証明書」(Certificate of Origin) を要求されました。原産地証明書とはどのような書類ですか。

A7

1. 原産地証明書とは

原産地証明書とは、取引の対象になっている物品が、特定国・特定地域において生産・製造されたこと、または加工されたことを証明する書類です。

原産地証明書の発給については、「1923年の11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡素化に関する国際条約」(ジュネーブ条約) 11条に基づき、条約を批准した国がそれぞれ発給機関を定めて発給を行わせることになっています。日本では商工会議所法によって商工会議所が発給機関として位置づけられ、商工会議所の発給規則に基づいて証明書を発給しています。

貿易取引で原産地証明書が必要とされる理由は主に以下の理由によります。

- ① 輸入国の法律や規則により要求されている。
- ② 信用状や売買契約などにより要求されている。

なお、原産地証明書は、信用状で特に要求されているなどの条件がない限り、原則として英語で作成します。

2. 原産地証明書の記載内容(表)

原産地証明書に記載する内容は以下のとおりです。

- ① **Exporter (輸出者)**
実際に輸出を行う企業(個人)名、住所(国名まで)
- ② **Consignee (荷受人)**
荷物を受取る企業(個人)名、住所(国名まで)
- ③ **Print ORIGINAL or COPY**
必ず「ORIGINAL」(正本)または「COPY」(副本)の表示を行います。複数通発行申請する場合は、「ORIGINAL」を3通まで発行することができます。3通を超える場合には4通目

【表】原産地証明書記載事項

1. Exporter ①	CERTIFICATE OF ORIGIN Issued by ○○○ Chamber of Commerce & Industry ○○○, Japan	
2. Consignee ②	*Print ORIGINAL or COPY ③	
	3. No. and date of Invoice ④	
	4. Country of Origin ⑤	
5. Transport Details ⑥	6. Remarks ⑦	
7. Marks, numbers, number and kind of packages; Description of goods ⑧		
8. Quantity ⑨		
9. Declaration by the Exporter ⑩	10. Certification ⑪	
	Certificate No. ⑫	

降は「COPY」の表示となります。

④ **No. and date of Invoice (インボイスの番号と日付)**

原産地を証明する製品のインボイスの番号および日付

⑤ **Country of Origin (原産国)**

A. 輸出する製品が日本で生産された場合は「JAPAN」

B. 輸出する製品が日本以外で生産された場合はその国（地域）名

⑥ **Transport Details (輸送手段詳細)**

インボイスの場合は輸送手段を詳細に記載する必要がありますが、原産地証明書では、積出地、荷揚地、経由地を省略し、「By Vessel」、「By Air」などの記載でも問題ありません。

⑦ **Remarks (備考)**

記載しなくても構いませんが、貿易条件、支払条件、信用状番号 (L/C No.)、契約番号などを記載する必要がある場合には、この欄に記載します。

⑧ **Marks, numbers, number and kind of packages; Description of goods (荷印、荷番号、梱包数と種類、商品名)**

A. 荷印、荷番号

輸出する荷物に表示されている荷印や番号を記載します。

B. 梱包数と種類

「carton」、「crate」、「box」など荷姿と数量を記載します。梱包されていない場合は、「Unpacked」、「Loose」などと記載し、コンテナ輸送の場合は、コンテナ番号、シール番号を「Container No.~, Seal No.~」と記載します。

C. 商品名

商品名を記載しますが、ブランド名や商品コードだけでは証明書を発行できないので具体的な商品名を記載する必要があります。なお、一般的に商品名はHSコード(注)6桁に相当する商品名を記載します。

⑨ **Quantity (数量)**

インボイスの数量、数量単位と同じ内容を、商品毎に「pcs」、「sets」、「kg」等の具体的な数量を記載します。

⑩ **Declaration by the Exporter (輸出者宣誓)**

発給申請日、輸出者名を記載し、署名(サイン)を行います。署名は商工会議所に登録してある署名に限られており、全通とも同じ人がサインします。

⑪ **Certification (商工会議所証明)**

商工会議所が証明を行う欄で、申請者は一切記載できない欄です。申請者は、この欄に文字をほみ出さないようにする必要があります。

⑫ **Certificate No. (証明書番号)**

商工会議所で記載する番号です。

(注) HSコード

HSコードの「HS」とはHarmonized Commodity Description and Coding System(商品の名称および分類についての統一システム)の略で、国際貿易商品の名称および分類を世界的に統一したシステムであり、1988年に「HS条約」として発効したもの。現在、日本をはじめ136の国・地域がこの条約の加盟国となっており、HSコードの適用国・地域は約200にのぼる。HSコードでは、すべての貿易対象品目を「部」および「類」、「項」、「号」を各2桁の数字に区分し、計6桁の数字で分類を行っている。HS条約では、加盟国がHSコードの6桁に加えて、各国の実情に合わせて7-10桁目を追加して使用することが認められており、日本の場合も10桁で用いられている。

3. 原産地証明書の発給申請方法

原産地証明書は前に述べたとおり、貿易取引を円滑に進める目的で発給が行われており、ひとたび原産地証明書が不正に発給されて流通した場合には、日本の国際的な信頼が失われ、貿易取引に重大な支障が生じる可能性があります。このため、発給申請に際しては、申請者があらかじめ発給申請する地域の商工会議所に対して、申請者の登録（貿易登録）申請を行い、審査を受ける必要があります。さらに不正申請を行った場合には商工会議所の罰則規定に基づき、登録の抹消、新規の証明書の発給停止の処分などが全国の商工会議所で一律に適用されることになっています。また、証明書の用紙については1999年より全国の商工会議所が統一した書式の用紙を用い、統一した手続で行われています。

この事前登録を終えた後に以下の書類を提出し、原産地証明書の発給申請を行います。

- ① 証明発給申請書
- ② 原産地証明書（必要通数+1通）※1通は商工会議所控
- ③ 典拠書類（署名済インボイス）

以上の書類を提出しますが、原産地証明書の日付は過去の日付や未来の日付のものは証明できないことになっています。